

平成 24 年度第 1 回文化財審議委員会会議報告書

1 日 時 平成24年6月22日（金）13時30分～16時30分

2 場 所 教育委員会 会議室

3 出席者

(1) 文化財審議委員会

橋本委員、加藤委員、木川委員、福家委員 4名 ※欠席委員～山田委員

(2) 事務局（教育委員会）

佐藤教育部長、澤部生涯学習課長、西田社会教育係長、宮下社会教育係

4 会議顛末

澤部課長 ただ今から、平成24年度第1回幕別町文化財審議委員会を開会いたします。
なお、本日、山田委員が欠席となっております。

○ 委嘱条交付

澤部課長 それでは、会議に入ります前に、委員の皆様へ委嘱状をお渡しいたします。
それでは、お名前をお呼びいたしますので、その場にて教育部長から、委嘱状をお受け
取り下さい。

○ 教育部長あいさつ

澤部課長 では、佐藤教育部長から挨拶を申し上げます。
(佐藤教育部長からあいさつ)

○ 委員紹介

澤部課長 では、橋本委員から時計まわりで、お一人ずつ自己紹介をお願いします。
(橋本委員から順番に自己紹介)

○ 職員紹介

澤部課長 では、佐藤教育部長から、一人ずつ自己紹介をいたします。
(佐藤教育部長から順番に自己紹介)

○ 役員選出

澤部課長 それでは、日程第5 役員選出に入りたいと思います。
ここで、文化財審議委員会の所管事項等につきまして、若干ご説明申し上げます。別添
の資料2に記載しておりますので、ご確認ください。なお、委員長及び副委員長の選出に
つきましては、幕別町文化財審議会規則 第4条第2項の規定により、委員の互選により選
出することとなっております。

それでは、委員長をどのように互選しますか？

加藤委員 橋本委員を委員長に推薦いたします。

澤部課長 ただ今、加藤委員から推薦がありました。ご異議ありませんか？

委員全員 異議なし。

澤部課長 それでは、橋本委員を委員長に決定いたします。

次に、副委員長ですが、どのように互選しますか？

木川委員 委員長指名がよろしいと思います。

澤部課長 ただ今、木川委員から委員長指名とありました。ご異議ありませんか？

委員全員 異議なし。

澤部課長 それでは、橋本委員に副委員長を指名いただきます。

橋本委員長 加藤委員長にお願いしたいと思えます。
澤部課長 ただ今、橋本委員長から加藤委員をご指名いただきました。ご異議ありませんか？
委員全員 異議なし。
澤部課長 それでは、加藤委員を副委員長に決定いたします。
以上で、役員選出を終わります。

○ 委員長あいさつ

澤部課長 では、新委員長に選出されました橋本委員長に挨拶をお願いいたします。
(橋本委員長からあいさつ)

澤部課長 ここで、日程第7の審議事項に入ります前に、本日の審議事項にもあります、教育委員会諮問事項として、教育部長から諮問書をお渡しいたします。
(諮問書を佐藤教育部長から橋本委員長に手渡し)
それでは、日程第7からの進行は、橋本委員長をお願いいたします。

○ 協議事項

橋本委員長 では早速、議事に入らせていただきます。

日程の7、「審議事項」について、事務局からご説明いたします。

西田係長 7番 審議事項 議案第1号 教育委員会諮問事項に関する審議について、ご説明申し上げます。

ここで、議案第1号のご説明に入る前に、過去の諮問、答申状況や幕別町指定文化財の概要について、若干ご説明させていただきます。

資料2の3ページをご覧くださいと思います。2番 過去の諮問、答申状況についてであります。ご覧のとおり過去にそれぞれ3回の諮問と答申がありました。平成14年には、無形文化財のムックリ奏者安東ウメ子さん、そして、民俗文化財の幕別町蝦夷文化考古館収蔵品、そして、民俗文化財の糠内獅子舞であります。平成20年には、有形文化財の札内N遺跡出土品であります。平成21年には、記念物のヒカリゴケであります。

次に、資料2の4ページをご覧くださいと思います。3番 幕別町指定文化財の概要についてであります。7ページまでそれぞれの概要を記載しております。お時間の関係上、説明を省略させていただきますのでご了承願います。

なお、無形文化財のムックリ奏者安東ウメ子さん でありましたが、こちらはご覧のとおり、平成16年7月15日にご本人の死亡につき、幕別町文化財の指定が解除となっておりますので、現在はそのほかの4つが幕別町文化財として指定となっております。

(1) 幕別町指定文化財の指定について

それでは、あらためまして、7番 審議事項 議案第1号 教育委員会諮問事項に関する審議について、ご説明申し上げます。

議案3ページをご覧くださいと思います。こちらは、先ほど委員長に渡されました諮問書の内容になります。5月30日開催の教育委員会において、本日開催の幕別町文化財審議委員会に諮問することが決定されたものです。

まず、1点目ですが、指定文化財の指定についてであります。指定しようとする文化財は、種別が無形文化財で、名称といたしましては九本栄一創作『どさんこ甚句』『どさんこ舟唄』であります。内容としましては、幕別町で発祥の北海道の開拓者魂を込めた郷土民謡になります。

資料1の1ページをご覧ください。『(1) 幕別町指定文化財の指定について』ということで、九本栄一創作『どさんこ甚句』『どさんこ舟唄』について、どういったものかというものを記載しております。

どさんこ甚句は、北海道の開拓初期、厳しい環境の中、未開発の荒野をどさんこ気質と根性で苦境に打ち勝ち、今日の産業・文明の進展を築いた先人達の苦労を讃えたもので、郷土民謡がなかった北海道内陸部に後世に伝える民謡として、昭和48年に創作発表され、昭和49年4月に命名発表されました。昭和60年2月には、北海道民謡連盟に認定歌謡曲として指定を受けたところであります。

一方、どさんこ舟歌は、蝦夷地北海道の開拓初期の入植者が夢を抱き、かけがえのない通路でもありました河川を通じて各地に入られた苦難を偲ぶ民謡として、平成6年4月に創作発表されました。

いずれも、九本栄一氏が作詞作曲された民謡であり、④番になりますが、昭和52年にどさんこ甚句の第1回大会が開催されて以来、これまで、どさんこ甚句が35回、どさんこ舟唄が17回と長きに渡り全国大会が開催されているところでもあります。

次に、資料1の2ページをご覧ください。『どさんこ甚句』『どさんこ舟唄』の歌詞についてであります。次に、資料1の3ページから5ページにつきましては、『どさんこ甚句・舟唄保存振興会』からの指定文化財指定申請書になります。内容につきましては、先ほどの資料2の1ページに記載しているとおりであります。ここで、実際の『どさんこ甚句』『どさんこ舟唄』をお聞き頂きたいと思えます。※CD

以上、幕別町で生まれた、どさんこ甚句及びどさんこ舟歌は、現在も、どさんこ甚句・舟唄保存振興会により郷土民謡として正しい伝承と保存振興を図り、北海道の代表的民謡として定着と文化の高揚に寄与しており、小学生から高齢者まで幅広く愛唱されている民謡でありますことから、後世に残していくものとして、幕別町指定文化財として、指定をしてもよろしいか、文化財審議委員の皆様のご意見をうかがうものであります。

なお、指定の『名称』についても、皆様のご意見をうかがいたいと思えます。

(2) 幕別町指定文化財保存及び活用について

次に、議案3ページをご覧ください。2点目の保存及び活用等についてありますが、議案に記載のとおり2つあります。1つ目には、種別が民俗文化財で、幕別町蝦夷文化考古館の収蔵品になります。所在地は幕別町蝦夷文化考古館内になります。

2つ目は、種別が有形文化財で、札内N遺跡の出土品になります。所在地は幕別町ふるさと館内になります。

これらの収蔵品や出土品は、先住民族でありますアイヌの方、あるいは開拓者の方が、日常生活や儀式において使用されたものであり、貴重なものとして後世に受け継いでいかなければならないものであります。

資料1の6ページをご覧ください。『(2) 幕別町指定文化財保存及び活用について』というところではありますが、資料を読み上げます。

2つの幕別町指定文化財を保管及び活用している幕別町蝦夷文化考古館と幕別町ふるさと館は、その成り立ちや運営に違いがありますが、現在まで、限られた予算の中で痛んだ箇所を補修しながら、また、展示品についてもふるさと館事業委員と知恵を出し合いながら、収納物を活用していくなど工夫をこらして貴重な文化施設として活用してまいりました。

また、合併後の現在は、『三つの個性』とし、ふるさと館は産業史、蝦夷文化考古館は生活史、忠類ナウマン象記念館は自然史と、3館それぞれの特徴を生かして連携し、ふるさとの文化史、郷土史を後世に伝える場として幕別の歴史の上からも不可欠なものであります。

しかし、ふるさと館（昭和45年築、41年経年）、考古館（昭和34年築、52年経年）の両施設ともに老朽化が進んでおり、新設・改修等近い将来の幾つかの選択肢を検討すべき時期となりました。いずれの選択肢も、大きな予算が必要となりますことから、計画を持って財政的課題など様々な角度からの検討を具体的に進めることとなりますことから、今後の保存及び活用のあり方について、文化財審議委員の皆様のご意見をうかがうものであります。

ここで、ちょっと飛びますが、資料1の8ページをご覧ください。幕別町蝦夷文化考古館の概要であります。1. 目的とありますが、その次の、2. 設立 をご覧ください。

昭和34年11月完成、同年12月6日落成。となっております。そして、昭和41年3月に町に移管されたものであります。

次に、資料1の11ページをご覧ください。考古館の平面図であります。右側の木造モルタル造部分が管理人室等で約80㎡、左側のコンクリートブロック造部分が展示室で約40㎡

となっております。

次に、資料1の12ページをご覧ください。考古館敷地の地番重ね図であります。太枠で囲んだ2つの地番が全敷地、そして、その中の太枠が建物をしめしております。

次に、資料1の13ページをご覧ください。幕別町ふるさと館の概要であります。14ページの 9. 構造 をご覧ください。

昭和45年11月築のボーリング場の廃業に伴い、昭和53年10月25日に町が取得。昭和54年1月に設計、同年3月から9月までの間で改修を行い、10月にオープンしたものであります。

次に、15ページをご覧ください。ふるさと館の見取図であります。現在は若干配置が変わっておりますが、おおむねこのような配置となっております。鉄骨コンクリート造2階建てで約1,800㎡となっております。

以上、両施設の概要を簡単にふれさせていただきました。

資料1の6ページにお戻りください。※印の『参考』であります。これまで教育委員会が、ふるさと館と考古館にそれぞれ関わる方々の考えを聞かせていただいたものを簡潔書きで記載したものであります。

◎ふるさと館に対する、ふるさと館事業委員会の考え

- ①現在の場所は、ジュニアスクール開催等に適しており活動しやすい場所である。
- ②施設老朽化に合わせて参観施設として大規模改修事業を実施されたい。

◎考古館に対する、アイヌの方々や地域の方々の考え

- ①民地を買収して生活館と一体化した活用が望ましい。
- ②考古館新築財源は制度的には生活館再建築補助しかない。(アイヌ振興財団にはない。)
- ③考古館の再建が望ましい。

- ・指定文化財でもある考古館収蔵品を一括に展示・管理・保存ができる施設新設を。
- ・現在の地で、ふるさと館とは分離した形で存続してほしい。
- ・管理人室は小規模でよいが、トイレは水洗で単独で設置してほしい。
- ・アイヌの方々の作業場を配置してほしい。
- ・郷土文化研究員室を設置してほしい。
- ・きまり小屋を移設し室内管理スペースと展示室近くにサロンを設置してほしい。
- ・大型バスが入ることができる動線を確保してほしい。
- ・民芸品や野菜等の販売ができる自由市場のような簡易な施設を設置してほしい。

次に、※印の『ポイント』であります。文化財審議委員の皆様にご意見をうかがうにあたり、ご意見をまとめていただくための、ポイントとして挙げさせていただきました。先ほどの、ふるさと館と考古館にそれぞれ関わる方々の考えを踏まえていただきながら、このポイントに沿ってご意見をいただければと思います。

- ①両施設の将来的な役割と必要性。
- ②新築及び改修の方向性。(場所と内容)

(3) その他

続いて、議案に戻りまして、3点目 『その他』になります。各種記念碑の取り扱いについてであります。資料は、資料1の7ページになります。

資料を読み上げますが、町内には、徳源地、開拓碑、歌碑、学校閉校碑といった記念碑が数多く存在いたします。これらは、文字通り記念として残すべく意味合いから建設されたものであります。その殆どが地域の有志により管理されております。近年、地域の高齢化に伴い、引き続き管理していくことが難しくなりつつあるところでもあります。このような中であって、これらについて、今後、文化財として指定することが馴染むものかどうかを、文化財審議委員の皆様にご意見をうかがうものであります。

※印の参考であります。他市町の状況です。いずれも、記念碑等に類するものは文化財として指定はしていないといものであります。

以上、議案第1号の3点は、こちらの文化財審議委員会に諮問後、審議いただき、文化財審議委員会から教育委員会に答申をして、教育委員会の会議で決定となるものであります。

以上、駆け足でありましたが説明を終わらせていただきます。

橋本委員長 説明が終わりましたが、日程第9 現地視察 が予定されておりますので、直接ご覧になっていただいて、現地視察終了後にまたこの会議室に戻り、ご質問をお受けして、『7 審議事項 議案第1号 教育委員会諮問事項に関する審議について』の、当委員会の「答申」について、ご意見を確認させていただきます。

○ その他

橋本委員長 続きまして、日程第8 その他 ではありますが、そのまま、日程第9 現地視察 に移ります。

○ 現地視察（議案第1号関連）

- 14:10 教育委員会発
- 14:17～14:22 (3)関連 友愛の郷（相川小学校閉校記念）
- 14:25～14:35 (2)関連 蝦夷文化考古館
- 14:45～15:00 (2)関連 幕別町ふるさと館
- 15:10～15:15 (1)関連 どんこ甚句・舟唄発祥の碑
- 15:17～15:20 (3)関連 依田徳原地
- 15:30 教育委員会着

○ 協議事項（つづき）

橋本委員長 それでは、現地視察を終えましたが、『7 審議事項 議案第1号 教育委員会諮問事項に関する審議について』の、当委員会の「答申」について、ご意見を確認させていただきます。まず、『(1) 幕別町指定文化財の指定について』ご意見をうかがいます。

加藤委員 幕別町発祥ということで相応しいのでは。

福家委員 どんこ甚句が世間一般に広く認知されているのであれば指定してもいいのだが…。創作者の名前は外すべきでは。

橋本委員長 幕別町で生まれた唄ということで、指定しても良いのでは。九本さんの名前は入れないこととしたほうが良い。

西田係長 それでは、皆様のご意見をまとめます。

いずれも北海道の開拓者魂を込めた郷土民謡であり、小学生から高齢者まで幅広く愛唱され、現在は、北海道の代表的民謡として定着し、文化の高揚に寄与されているものであり、今後も、後世に残すべく民謡であるとともに、歴史上及び芸術上価値の高いものであるため、無形文化財として指定し、保存することが適当であると考えます。

また、名称については、創作者との繋がりを強く表現することは十分に理解できるが、簡潔に表現する上でも、『九本栄一創作』の文言を入れない名称が妥当であると考えます。

なお、今後も、どんこ甚句・舟唄保存振興会により、郷土民謡として正しい伝承と保存振興を図っていただくとともに、すでに長きにわたり本町で開催されている全国大会などにより、町内の方々にも幅広く広がっていくよう、更なる活用を図っていただくことを望む。

橋本委員長 それでは、事務局のまとめたとおりでよろしいか？

委員全員 了承する。

橋本委員長 それでは、次に、『(2) 幕別町指定文化財保存及び活用について』ご意見をうかがいます。

福家委員 歴史的価値のあるものを展示・保存している施設なので、改修すべき。夏の室温、雨漏り等ひどい。考古館も建て替えて、有料にすることがいいのでは。

加藤委員 考古館を見たが、かなり古い。火災の危険性もあるので早急に改築すべき。

橋本委員長 両施設とも新築、改修はするべき。ふるさと館は現在地に改修もしくは建替えを、経費を比較しながらするべき。考古館は現在地に建替えすべき。民地の買収も含めて検討を。

西田係長 それでは、皆様のご意見をまとめます。

老朽化が進んでいる両施設ともに、次のとおり、新設・改修等を早急に対応いただき、指定文化財の更なる保存及び活用を図っていただくことを希望する。

また、付帯意見として、両施設に関わる地域の方などの意見を委員会の意見とする。

① 幕別町蝦夷文化考古館

現在の場所で、新設建て替えを望みます。

付帯意見

- ・現敷地と千住生活館の間の民地を買収した中での一体的な活用
- ・指定文化財でもある考古館収蔵品を一括に展示及び管理保存ができるスペースの確保
- ・小規模の管理人室の配置
- ・展示施設と管理人室への水洗トイレの単独で設置
- ・アイヌの方々の作業場の配置
- ・郷土文化研究員室の設置
- ・室内管理スペースと展示室近くのサロンの設置
- ・大型バスが入ることができる動線の確保
- ・民芸品や野菜等の販売ができる自由市場のような簡易な施設を設置
- ・指定文化財の中の図書類と文書類のデジタル化による保存
- ・郷土文化研究員の確保

② 幕別町ふるさと館

現在の場所は、ジュニアスクール等事業活動に適しており、観光資源としての集客も期待できることから、現施設の大規模改修事業、あるいは建て替えなど整備を望みます。

付帯意見

- ・ふるさと館事業委員及び郷土文化研究員の確保

橋本委員長 それでは、事務局のまとめたとおりでよろしいか？

委員全員 了承する。

橋本委員長 それでは、次に、『(3) その他』ご意見をうかがいます。

委員全員 文化財にはなじまない。

西田係長 それでは、皆様のご意見をまとめます。

町内には、徳源地、開拓碑、歌碑、学校閉校碑といった記念碑が数多く存在しますが、これらは、文字通り記念として残すべく意味合いから建立されたものであり、『碑』自体が文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものではないことと、考古資料になるものではないと思われることから、現段階では文化財として指定することに馴染まないものと判断する。

橋本委員長 それでは、事務局のまとめたとおりでよろしいか？

委員全員 了承する。

橋本委員長 他に何かございませんでしょうか。

委員全員 なし。

橋本委員長 それでは、他にないようですので、先ほどご意見をいただいたとおり、答申をまとめたいと思います。

○ その他 (つづき)

橋本委員長 続きまして、日程第8 その他 であります。何かございませんでしょうか。

西田係長 それでは、現在、審議いただき、出していただいた意見を答申書にまとめ、後日、沖田教育委員長に橋本委員長からお渡しいただきます。記載の内容については、橋本委員長に一任いただき、答申後に、他の委員に答申書の写しを送付させていただきますのでご理解願います。

また、本件は7月の教育委員会の会議で決定する予定です。

なお、今年度については、他の諮問案件が出ない限り開催することはありませんのでご承知おきます。

橋本委員長

それでは、以上で本日の会議を終わらせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中をお集まりいただきありがとうございました。

以上で、委員会を閉会した。